

八雲町国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税賦課限度額等を改正します

地方税法施行令の一部改正により、令和7年度からの賦課限度額を、次のとおり引き上げます。

	現 行	改正後	引き上げ額
医療分	65万円	66万円	1万円（国の基準と同額）
後期分	24万円	26万円	2万円（国の基準と同額）

また、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が次のとおり引き上げられ、軽減措置の対象が拡大されます。

軽減割合	5割	2割
令和6年度まで	43万円+29.5万円×被保者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+54.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）以下
令和7年度から	43万円+30.5万円×被保者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+56万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）以下

【問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112

物価高騰支援給付金 非課税世帯（3万円）の申請はお済みですか？

【申請期限：7月31日まで】

令和6年度八雲町物価高騰支援給付金（非課税世帯分）については、支給の対象となる方に対し、3月下旬に申請書を発送していますが、まだ申請が済んでいない方は、支給要件・振込先口座情報を確認し、7月31日(木)までに手続きをしてください。

※令和6年12月13日以降に離婚により世帯分離があった児童（18歳未満）がいる世帯については、本給付金の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

【支給対象者】

基準日（令和6年12月13日）時点において、八雲町に住民登録があり、令和6年度の住民税非課税である世帯。

【対象とならない世帯】

- ・世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
- ・既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯または当該世帯の世帯主を含む世帯
- ・租税条約による住民税の免除を受けている方を含む世帯

こども加算について

上記の給付金の対象世帯のうち、世帯で扶養している18歳以下の児童1人あたり2万円のこども加算分を支給します。このこども加算分は、非課税世帯給付金の支給後に別途「こども加算」の支給決定通知を送付し、支給します。

【支給対象者】

- ・平成18年（2006年）4月2日以降に出生し、基準日（令和6年12月13日）時点で世帯主と同一の世帯に属する児童
- ・基準日（令和6年12月13日）時点において別世帯だが生計を同一にしている児童（要申請）
- ・令和6年12月14日以降に生まれた新生児（要申請）

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎0137-62-2112

- ①物価高騰支援給付金（非課税世帯分）に関することは、**社会係**へ
- ②こども加算に関することは、**児童係**へ